平成３０年（家）第９０１６号
秋田市山王中園町２番34号第一合同法律事務所
申立人　長谷川　康
本籍秋田県南秋田郡五城目町高崎字田中158番地３、最後の住所秋田県南秋田郡五城目町高崎字田中158番地３、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日平成29年５月７日、出生の場所秋田県南秋田郡五城目町、出生年月日昭和18年９月27日、職業無職
被相続人　亡　武田宇一郎
催告期間満了日　平成30年12月28日
秋田家庭裁判所

平成３０年（家）第９０１８号
秋田市山王３丁目１番13号ＦＶＰ秋田山王ビル６階松本総合法律事務所
申立人　弁護士　松本　和人
本籍秋田県秋田市下新城青崎字雷田103番地１、最後の住所秋田市下新城青崎字雷田103番地１、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日平成28年５月14日、出生の場所秋田県秋田市、出生年月日昭和20年12月18日、職業無職
被相続人　亡　佐藤　三吾
催告期間満了日　平成30年12月28日
秋田家庭裁判所

平成３０年（家）第９０１９４号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目32番11号
吉祥寺ＹＫビル２Ｆ　ＮＡＫＡ法律事務所
申立人　中　由規子
本籍東京都東大和市奈良橋６丁目880番地、最後の住所東京都東大和市狭山２丁目1264番地の５　やまと苑、死亡の場所東京都東大和市、死亡年月日平成29年９月10日、出生の場所埼玉県入間郡山口村、出生年月日昭和10年７月５日、職業無職
被相続人　亡　神谷　恒子
催告期間満了日　平成30年11月30日
東京家庭裁判所立川支部

公示催告

平成３０年（へ）第１号
次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者（但し抵当権者、新見市上市13番邸､木村久太郎を除く）は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。
岡山県新見市上市611番地
申立人　小出　　武
権利の届出の終期　平成30年７月31日
平成30年４月20日　新見簡易裁判所
（別紙）　目　録
不動産の表示
⑴新見市上市字寺ノ前611番
宅地　130.82平方メートル
登記した権利の内容
抵当権設定
岡山地方法務局高梁支局明治29年８月15日登記
原因　明治29年８月11日付書入証書による抵当権設定契約
債権額　金39円60銭
債務者　小出　㐂げ
抵当権者　新見市上市13番邸
木村久太郎外11名
弁済方法　明治29年より明治35年７月まで、毎年７月30日、11月30日の両度１度につき金３円30銭あて割払の約
⑵新見市上市字寺ノ前612番
宅地　87.65平方メートル
登記した権利の内容
抵当権設定
岡山地方法務局高梁支局明治29年８月15日登記
原因　明治29年８月11日付書入証書による抵当権設定契約
債権額　金39円60銭
債務者　新見市上市１番邸
小出　㐂げ
抵当権者　新見市上市13番邸
木村久太郎外11名
弁済方法　明治29年より明治35年７月まで、毎年７月30日、11月30日の両度１度につき金３円30銭あて割払の約

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２９年（家）第４０６号
栃木県日光市藤原459番地
申立人　野口　美江
本籍栃木県日光市日向60番地、最後の住所本籍と同じ
不在者　石川　美好
昭和５年４月20日生
届出期間満了日　平成30年９月24日
宇都宮家庭裁判所

平成３０年（家）第６１号
広島県広島市中区上八丁堀４番１号アーバンビューグランドタワー９階
申立人　不在者新宅清迪財産管理人　島本総合司法書士法人
代表社員　島本　章生
本籍石川県能美市鍋谷町ト314番地、最後の住所不明
不在者　新宅　清迪
昭和15年１月１日生
届出期間満了日　平成30年８月24日
広島家庭裁判所

平成２９年（家）第１０号
岩手県久慈市小久慈町第22地割17番地17
申立人　四役　喜吉
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　四役麻衣子
昭和49年11月29日生
届出期間満了日　平成30年８月31日
盛岡家庭裁判所久慈出張所

平成３０年（家）第１４号
兵庫県明石市中崎２丁目４番１―1322号
申立人　永井貴世子
本籍兵庫県明石市中崎２丁目４番、最後の住所兵庫県明石市中崎２丁目４番１―1322号
不在者　永井　政己
昭和22年３月15日生
届出期間満了日　平成30年８月23日
神戸家庭裁判所明石支部

失踪宣告

平成２９年（家）第１０３３号
本籍新潟県佐渡市真野新町421番地、最後の住所北海道帯広市西９条南30丁目６番地１新生ハイツＡ号
不在者　髙野　慶一
昭和27年５月９日生
平成30年４月17日失踪宣告審判確定
釧路家庭裁判所帯広支部裁判所書記官

除権決定

平成２９年（へ）第１２号
次の申立人の申立てによって別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利の失権を宣言する。
石川県金沢市本多町２丁目８番９号
申立人　片桐智惠子
権利の届出の終期　平成30年４月６日
平成30年４月24日　金沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地
⑴金沢市本多町二丁目219番１
宅地　0.35平方メートル
⑵金沢市本多町二丁目221番２
宅地　2.57平方メートル
⑶金沢市本多町二丁目225番
宅地　71.90平方メートル
２建物
⑴金沢市本多町二丁目225番地、219番地の１、221番地２
家屋番号　225番
居宅　木造瓦葺２階建　１階　57.85平方メートル　２階　49.58平方メートル
３登記年月日番号　金沢地方法務局昭和３年３月29日受付第5037号
４登記した権利の内容
登記の目的　賃借権設定
原因　昭和３年３月29日賃貸借契約
借賃　１⑴の土地につき、本号と91号92号建12号を合せて月金23円
１⑵の土地につき、本号と90号91号建12号と合せ月金23円
１⑶の土地につき、本号と90号92号建12号を合せ月金23円
２⑴の建物につき、本号と地90号91号92号を合せ月金23円
支払期　毎月末日
存続期間　３年
特約　任意、転貸ができる
賃借権者　金沢市馬場壱番丁42番地ノ14
佐伯　もん